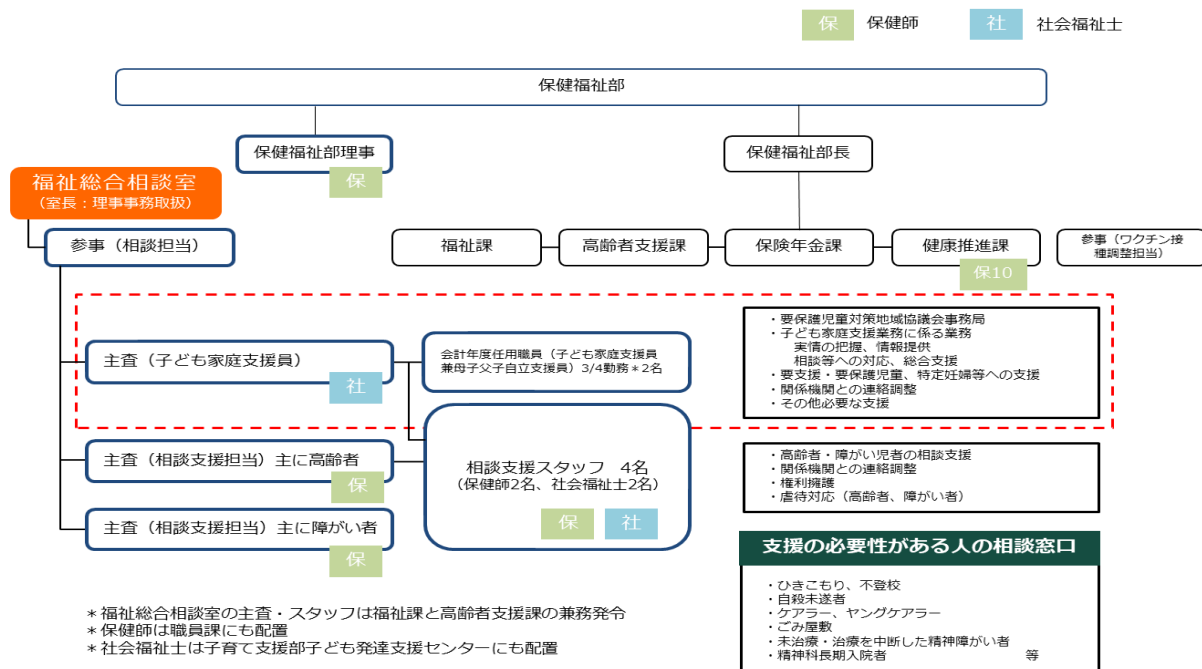


「福祉総合相談室」を設置し、子どもから高齢者まで相談機能を集約

◆相談支援体制

福祉総合相談室（保健福祉部内に令和4年度設置）



- ・H29年度に、高齢者支援課と福祉課にそれぞれ配置されていた専門職（保健師、社会福祉士）を集約し、高齢者と障がい者の相談支援を総合的・専門的に行う部署として「高齢者・障がい者相談担当」を設置。
- ・R4年度には、子ども家庭総合支援拠点機能を加え、子どもから高齢者まで切れ目のない相談支援体制として「福祉総合相談室」を設置。

◆相談窓口の明確化

- ・関係部署や事業者に対し、リーフレット等を活用し、同室が支援の必要性がある人の相談窓口であることを周知。早めに情報収集できるよう心がけている。
- ※ヤングケアラーについては教育委員会教育支援課も窓口として明記。

◆分野横断的な連携・協議体制

- ・地区ごとに相談担当者を配置し、個別ケースについては 地域ケア会議の個別ケア会議や要保護児童対策地域協議会等を活用して庁内外の関係機関等と情報共有している。
- ・全庁的な取組として、同室が関係課を招集して行う庁内関係部署連携会議を年1回開催し、情報共有や意識醸成を図っている。

◆交流拠点の整備

- ・市内の地域包括支援センター4か所において、認知症カフェ、ケアラーカフェを実施。

北広島市福祉総合相談室のご案内

北広島市では、福祉に関する様々な困りごとへの相談にお応えするため、市役所に「福祉総合相談室」を設置しています。秘密は厳守しますので、まずはご相談ください。

・電話、メール、来庁、訪問などで相談に応じます。
・保健師、社会福祉士、子ども家庭支援員などの専門職が応じます。

こころの健康と生活のこと

・心身に障がいがある方や高齢者のこころの健康と生活に関する相談
・人と会いたくない・不眠が続く・お酒や薬物で支障をきたしているなどの心身の健康に関する相談

子どもや家庭に関すること

・子育ての悩みや不安に関する相談
・近所から子どもの泣き声や大人の怒鳴り声が聞こえるなどの相談
・ひとり親家庭に関する相談、離婚相談、DV相談

ケアラー・ヤングケアラーひきこもりに関すること

・ケアラー、ヤングケアラー、ひきこもりと思われる方、そのご家族などからの相談

虐待や権利擁護に関すること

・高齢者・障がい者・児童の虐待に関する相談
・認知症や障がいなどにより、自分で十分な判断ができない方の成年後見制度等に関する相談

ひとりで抱えずに「相談ください。」

相談窓口 北広島市 保健福祉部 福祉総合相談室
・受付時間：8:45～17:15（土・日・祝・年末年始除く）
・電話番号：011-372-3311（内線 2156・2153・2152）
・Eメール：soudan@city.kitahiroshima.lg.jp（相談専用）